

議題1（委員会決裁事項（規則第3条第6号））

知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた平成26年2月定例府議会に提出される次の議案について、本来であれば、教育委員会の議決により意見を決定すべきものである。

しかし、知事への回答期限が短く、教育委員会会議を開催するいとまがなかったことから、大阪府教育委員会事務決裁規則第5条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第7条第2項に基づき承認する。

平成26年1月22日

大阪府教育委員会

○事件議決案

府費負担教職員のサービスの管理に係る損害賠償請求に関する和解の専決処分の件

<参考>

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○大阪府教育委員会事務決裁規則

（事務の専決及び代決）

第5条 第3条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

（専決した事項等の報告）

第7条 （略）

2 第5条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

○事件議決案

件名	概要
府費負担教職員のサービスの管理に係る損害賠償請求に関する和解の専決処分の件	府費負担教職員のサービスの管理に係る損害賠償請求に関する和解について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告するもの。 専決日 平成 25 年 12 月 25 日

第 号報告

府費負担教職員のサービスの管理に係る損害賠償請求に関する和解の専決処分の特

府費負担教職員のサービスの管理に係る損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成26年 月 日提出

大阪府知事 松 井 一 郎

府費負担教職員のサービスの管理に係る損害賠償請求に関する和解の件

府費負担教職員のサービスの管理に係る損害賠償請求に関し、次のとおり民法（明治29年法律第89号）第695条の規定により和解する。

平成25年12月25日専決

大阪府知事 松 井 一 郎

相手方住所	氏 名	内 容
吹田市	A	1 相手方は、吹田市及び大阪府に対し、府費負担教職員のサービスの管理に係る損害賠償請求の全部を放棄する。 2 訴訟費用は、各自が負担する。

・（提 案 理 由）

本議案については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものであります。

損害賠償請求訴訟に関する和解について

平成26年 1月22日

教 職 人 事 課

1 事案の概要

(原告) 吹田市立中学校 事務職員

(被告) 吹田市及び大阪府

(利害関係人) 校長及び教頭

原告は、平成22年4月から当該吹田市立中学校に事務職員として勤務している。

原告は、実母の介護のため平成25年1月31日から90日間の介護休暇を取得した際、年度末・年度当初の事務処理の繁忙な時期の対応について校長・教頭と話し合う中で、著しい精神的苦痛を被ったとして、同年3月21日、吹田市及び大阪府に国家賠償法に基づく損害賠償請求(200万円:同年8月29日に300万円に請求拡大)を提訴したものである。

2 経緯

平成25年 3月21日 提訴

平成25年 4月 5日 訴状送達

平成25年 5月13日～平成25年11月22日

原告及び利害関係人の証人尋問を含め6回の口頭弁論

平成25年12月13日 大阪地方裁判所から和解勧告

3 和解内容及び和解を行った理由

(1) 和解内容

- ・ 利害関係人が原告に対し書面で謝罪の意を表明
- ・ 原告は吹田市及び大阪府への請求を全部放棄
- ・ 訴訟費用の各自負担

(2) 和解を行った理由

原告が吹田市及び大阪府への請求を全部放棄するという条件で、原告も応じる意向であったため。

4 知事の専決を行った理由

本件和解については、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決が必要な案件であると考えられるが、12月13日に裁判所から和解勧告を受けた際に指定された次回期日の12月27日までに、裁判所の和解案について大阪府、吹田市の各々が慎重に検討し、両者で協議する必要があったこと(特に吹田市は校長、教頭に謝罪することの同意を取り付ける必要があった)、加えて裁判所の和解案は、大阪府、吹田市への請求を全部放棄するとの内容で、原告側も応じる意向であり、早期に確定すべきものであることから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分し、同条第3項の規定により、平成26年2月議会に報告し、承認を求めることとした。

和 解（案）

- 1 事件番号及び事件名
平成25年（ワ）第2853号 損害賠償請求事件

- 2 和解の当事者
（原告）A
（被告）吹田市
（被告）大阪府

- 3 和解条項（案）
 - （1）原告は、利害関係人が別紙のとおり謝罪の意を表することで和解に応じる。
 - （2）原告は、被告吹田市及び被告大阪府に対する請求を全部放棄する。
 - （3）訴訟費用は、各自の負担とする。